



まーぶる通信

発行者 福富 恵美子／編集者 高田 一範

〒615-0882 京都市右京区西京極葛野町 39 番地

TEL (075) 874-5639 (代表・居宅)・(075) 874-5617 (デイ・ショート) FAX (075) 874-5640 (共通)

E-mail: marble.2009@room.ocn.ne.jp ホームページ: <http://www.marble2009.org>

2013 年 6 月 24 日

法人紹介

統括主任 松山 尚樹



特定非営利活動法人まーぶるは、障がいのある人もない人も共に暮らせる地域社会を目指して 2009 年 12 月に立ち上げ、2010 年 2 月には指定居宅介護事業所まーぶるとして活動を始めました。

そして、利用者の要望に応じて 2012 年 5 月に福祉有償旅客運送事業、2012 年 10 月に指定生活介護「デイスサービスぽぽろ」、指定短期入所「ショートステイぽれぽれ」を始めました。

まーぶるは、いろいろな石の結晶が一つの石を構成している大理石の様に地域社会もいろいろな人が一つの社会を構成する事を表しています。

デイスサービスぽぽろは、いろいろな人が集まってくるイタリアのポポロ広場から、ショートステイぽれぽれは、スワヒリ語で「のんびり」という意味から、それぞれとった名前です。

まーぶるの利用者は、出産時の低酸素脳症、交通事故等による脳障害、インフルエンザや日本脳炎等の後遺症、染色体異常などの原因により、在宅人工呼吸器を使用して呼吸をする方、経管栄養で食事を摂る方、神経難病の方、身体障がいと知的障がいを併せもった方など重度な障がいと共にある方や難病の方がたくさんおられます。

そして継続的な在宅医療の必要な方や重度障がい者の地域生活は本当に解決困難な問題がたくさんあります。

特定非営利活動法人まーぶるは地域生活に伴う困難に挑戦している重度障がい者や家族を支援しています。



NPO法人 まーぶる



2013 年度定期総会を終えて

福富 恵美子

今年はなかなか暖かくならないなと思っていたら急に暑くなり、体調がついて行かないという声もよく聞きます。皆様いかがでしょうか。

去る6月2日に2013年NPO法人まーぶる定期総会が開かれました。

主な議題は、2012年度の決算、事業報告と、2013年度予算案、事業案の承認、理事の選任、定款変更についてでした。

議案についてはすべて異議なくご承認いただきました。

議案とは別に、今回の総会のテーマの一つに、認定NPOを目指して準備を行いたいというものがありました。この、認定NPOと、現在のまーぶるが得ています一般NPOとの違いですが、

- 1 会計が明確になっていること。(具体的には青色申告がなされていること)
- 2 事業活動において共益的な活動のしめる割合が、50%未満であること。
- 3 法令違反、不正の行為公益に反する事実等がないこと。

などがあります。このほかにも基準がありますが、現在のまーぶるは、クリアできる見通しがあるため認定を目指す方針が確認されました。

では、認定になるとどういったメリットがあるのでしょうか。NPO法人としての信用が高まることはもちろんですが、活動の重要な資源となる寄付について、ご寄付いただいた方が確定申告していただくと、税控除が受けられるということが最も大きなメリットです。

認定を受けるには2年間で200人の方(1人様3,000円以上)からのご寄付があることが条件の一つでもあります。今年度末ぐらいには認定の申請ができるようになればと思い準備を進めていきます。(ご寄付についての詳細は別紙パンフレットをご覧ください。)

今後も障がいと共にある方々と共に、彼ら彼女らが住みよい社会を作っていくために、活動していきますので、皆様のご支援をお願いいたします。

まーぶるこらむ

—— ばりあふリー？！ ——

大橋 奈緒子

寒い日が続いたかと思えば、いきなり暑い夏のような気温になり…また、いきなり寒くなると、今年の春はどこへいったのかと思いますね。この寒暖の差で体調を崩された方もおられるのではないのでしょうか。

さて。今回のテーマは、「バリアフリー」です。この言葉は、もうみなさんの身近な言葉になっているのではないのでしょうか。障壁(バリア)のない(フリー) 社会・地域を目指すものとして、数年前からとても有名な言葉となりました。

フラットな床、段差の少ない入口等々。もう一般的にかつ、日常的に使われる言葉の一つとなっているかもしれませんね。だからこそ、今回は改めて考える機会になればと思いテーマにしました。みなさん、一緒に考えてみてください。

「バリアフリー」という言葉を聞いて、どんなものが思い浮かびますか？スーパーの床や、多目的トイレ、床の低いバスや、バリアフリー住宅など、たくさんの物を思いつくでしょう。

では、バリアフリーとは物だけでしょうか。「こころのバリアフリー」「情報のバリアフリー」なんて言葉を聞いたことはないですか？



人が生活する中で、障壁(バリア)は物だけではないということです。例えば、聴覚障がいのある方や、ご高齢で耳が聞こえにくくなった方にテレビやラジオで情報を得ることはなかなか難しいことです。テレビであれば、字幕付きの放送や手話付きのニュース等で工夫されていますよね。

そういった配慮をすることで、情報を得ることができるのですが、これを過度にやってしまえばどうなるか。考えたことはありますか？

聴覚障がいの人のために、すべてのテレビ番組に字幕を…なんてしたら、見にくくて仕方ありません。また、車いすの人のためにすべての段差をなくして…一見いいように見えますが、その小さな段差を頼りに毎日自力で通勤していた視覚障がいの方は、段差がなくなり、自分で通勤することはできなくなります。じゃあ、すべての道に点字ブロックを…さあ。どうでしょうか？ベビーカーで毎日子どもとお散歩していたお母さんは、ぼこぼこに進みにくい道になり、ベビーカーを使っただけの外出は難しくなるかもしれない。不安定ながらも、自力で買い物に行っていた高齢者もこけるかもしれない恐怖から外を歩けなくなるかもしれない。

過度に配慮することによって、良かれと思うかもしれないが、実はその行為で相手を傷つけることになる無配慮なのかもしれない。「この人のために…」本当は「自分」がしたいだけで、相手は望んでいないかもしれない。

一般的な言葉のようになって表面だけが有名になったバリアフリーという言葉ですが、その言葉の本当の意味はもっともっと深く、難しく、簡単には解決できない言葉だったのかもしれないですね。



毎月の寄付の募集

～ 毎月 3,000 円又は 5,000 円をご寄付いただく方法です ～

京都銀行
口座振替
または
お振り込み
(振込用紙)

上記の方法でご寄付いただけます。
まーぶるのホームページの寄付金ページの「寄付受付 入力フォーム」をお使いいただくか、当法人までご連絡ください。
後日、必要書類をお送りさせていただきます。

*お申し出いただくことで、いつでも寄付をやめることができます。



重度障がい者や難病患者の地域生活支援には、医療的ケア、熟練した介護技術と信頼関係が必要です。
重度重複障がい児者は、個性が強くなり新しいヘルパーとの関係づくりには、慣れた介護者との同行を繰り返し、長期間に渡って徐々に慣れていく必要があります。

ホームヘルパーや介護福祉士は資格取得時に医療的ケアを行うための十分な訓練を受けていません。

サポーターの皆さまからの寄付金により、この同行介護や医療的ケアを安全に行うための訓練ができます。

今回の寄付の募集

～ その都度、任意の金額でご寄付いただく方法です ～

以下の口座へお振り込みをお願い致します。

京都中央信用金庫 西京極支店 普通 0453574
特定非営利活動法人まーぶる 理事 福富恵美子

また、お振り込みいただきましたら、メールもしくはお電話にてご一報いただきますようお願いいたします。

正会員の募集

総会にご参加頂けます(議決権)

2,000 円/年
(年度の途中からでも入会できます)

編集後記

二の 4 月に制度が障害者総合支援法に変わり、役所などに届けている書類、また内部資料の整備などの追われ、気がつけば今年ももう折り返しております。

そして事務所はパソコンの排気熱などもあり、軽くサウナ状態になっている日もあります。

これから時期脱水症になりやすい時期でもあるので、二まめに水分補給は心がけようと思っております。

皆様も暑い日が続きますので、体調管理にはお気をつけください。(高田)

京都市

地域のためにできること ～寄附という応援のかたち～

京都市では、市民活動を市民が支える社会の構築に向けて、寄附を通じた市民の社会参加と寄附を財源とするNPO法人の活動を促進しています。

あなたも「寄附」というかたちでNPO法人の活動を応援してみませんか。

NPO法人は、社会の様々な課題の解決に向け、地域の住民組織とともに、地域社会を支える主体の一つとして、重要な役割を担っています。

NPO法人が広く市民から支援を受けられる環境を整備するために、NPO法が改正(平成24年4月施行)されるとともに、所用の税制改正が講じられるなど、寄附文化の醸成やNPO法人の財政基盤の強化に向けた制度改正が行われました。

NPO法人にとっての寄附とは？

営利を目的としない公益活動を行うNPO法人にとって、財政基盤の安定化を図ることは重要な課題であり、特定の財源に依存しない財政面での自立につながる寄附金は、貴重な財源の一つとなっています。

NPO法人への寄附を促進するための税制面での支援として、「認定NPO法人制度」と「条例による個別指定制度」(京都市では平成24年11月から制度の運用開始)があります。詳しくは、「京都市自治会・町内会 & NPOおうえんポータルサイト」を御覧ください。

京都市 NPO おうえん

検索